

被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

平成 年 月 日

(申請者) 殿

被災者生活再建支援法人  
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日に申請された被災者生活再建支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

(理由)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第5条の規定に基づき、被災した住居が所在する都道府県に対し、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、審査請求することができます。